

合併処理浄化槽をお使いの皆様へ ～寄付採納制度のご案内～

町営浄化槽整備推進事業をご理解いただき、現在ご使用の合併処理浄化槽を町に管理してもらいたい、とお考えの方向けに、合併処理浄化槽の「寄付採納制度」を設けています。個人で設置された合併処理浄化槽を町に寄付（所有権移管）する手続きをしていただくと、町が町営浄化槽として維持管理を行います。寄付後は月々の使用料をお支払いいただきますが、個人で管理するより維持管理費がお安くなります。（3ページ参照）。詳しくは、下記の紀宝町役場または紀宝町浄化槽サービスへお問い合わせください。

※寄付できる浄化槽は、正しく機能しているものに限りです。また、平成20年4月以降に、町営浄化槽事業以外に設置した浄化槽は対象外となります。

町営浄化槽指定工事店名簿

事業者名	電話番号
(株) AQUA WATER WORKS	32-2676
丸玉水道	22-4908
(株)仲西水道工事店	32-3524
(株)協和水道設備商会	32-2737
栗山水道	32-3284
南紀プロパングス(株)	40-0015
谷口設備	32-1785
畑野水道	32-3526
(株)山口建設	33-0010

※順不同



《浄化槽の維持管理》

紀宝町浄化槽サービス 有限責任事業組合

☎ 0735 - 33 - 0360 フリーダイヤル：0120 - 620 - 690

《お問い合わせ先》紀宝町役場 環境衛生課

☎ 0735 - 33 - 0338

快適な生活環境をお届けする

紀宝町の合併処理浄化槽



紀宝町役場 環境衛生課



町営浄化槽は、 美しい自然と町民の生活環境を守ります

紀宝町が「紀宝町営浄化槽整備推進事業」により設置を推進している「高度処理型合併処理浄化槽」には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」の約1.6倍、従来型の合併処理浄化槽の約2倍の処理能力があり、家庭排水をきれいに処理して自然に戻すことができます。

また、浄化槽を設置すると、トイレを水洗にできます。町営浄化槽は自然環境にやさしいだけでなく、町民の皆様の生活環境をより清潔で快適なものに変えてくれるのです。

町営浄化槽の設置工事

高度処理型浄化槽で美しい自然環境を次世代へ

町が設置する浄化槽は、処理性能に優れた高度処理型です。町営浄化槽により、浄化槽の設置工事費の約2割にあたる設置分担金を申請者様にご負担いただくことで、浄化槽を設置することができます。

また、単独処理浄化槽から町営浄化槽へ変更する際には、個人の負担額を軽減できる各種の補助金制度をご利用いただけます。このほか、トイレのリフォーム工事を対象とした利子補給(2.5%)も制度化されています。



浄化槽設置にかかる分担金の額

浄化槽の種別	分担金の額
5人槽	165,500円
7人槽	208,340円
10人槽	276,800円

※分担金には、7条検査費用8,000円が含まれています。

町営浄化槽に変更する場合の補助金制度

補助の内容	補助額
浄化槽までの配管費用	上限6万円
単独浄化槽の撤去費用	上限9万円

若者定住促進策として、分担金の補助を行っています

40歳未満の若者者の浄化槽設置分担金軽減事業として、40歳未満の設置申請者で新築・店舗兼住宅に限り、1基につき一律65,500円の払い戻し補助を行っています。

※新規住宅の完成(浄化槽の完成)後、申請書類一式を新しい住所地に郵送します。

町営浄化槽の維持管理

維持管理はお任せください

浄化槽は浄化槽法により、保守点検(年3回)、清掃(年1回)、法定検査(年1回)が義務付けられています。個人設置の場合は、これらをご自分で手配する必要がありますが、町営の場合は町が契約する紀宝町浄化槽サービスがスケジュールを管理し、適切な時期に実施します。また、保守点検についても紀宝町浄化槽サービスがプロの目線と技術で行いますので、安心して浄化槽をお使いいただけます。

維持管理の年間スケジュール(例)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保守		消毒		保守		清掃		保守		法定検査	

台風などの自然災害による故障もサポートします

浄化槽の不具合や、臭いが気になるなどの異常が発生した際には、紀宝町浄化槽サービスへご連絡ください。プロアー交換や浄化槽本体の修理は、町が費用を負担します。

※浄化槽本体の入れ替えが必要な場合、設置分担金が必要となることがあります。

個人で管理するより維持管理費が安くなります

町営浄化槽の維持管理費は、個人管理に比べて安くなります。特に65歳以上のみの世帯の場合、町の減免措置により月額2,000円(5人槽の場合)と非常にお得です。

なお、世帯全員が65歳以上になった場合は役場環境衛生課にて使用料の減免申請を行っていただく必要がありますので、誕生月などに役場環境衛生課までご相談ください。

高度処理型合併処理浄化槽の維持管理費(5人槽の場合)

	個人で維持管理した場合	町で維持管理した場合	65歳以上のみの世帯
①保守点検費(年3回)	①13,200円	月額4,000円 (年間48,000円)	月額2,000円 (年間24,000円)
②清掃費(年1回)	+ ②32,900円		
③法定検査費(年1回)	+ ③4,100円 =年間50,200円		
④薬品代、プロアーのダイヤグラム交換費など	別途必要		

月々の使用料

浄化槽の種別	通常		65歳以上のみの世帯
	放流ポンプなし	放流ポンプあり	
5人槽	4,000円	4,300円	2,000円
7人槽	5,000円	5,300円	2,500円
10人槽	6,500円	6,800円	3,100円

※令和3年4月現在